

# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## 研修を要件とする 診療報酬点数2014（医師編）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd

認定登録 医業経営コンサルタント登録番号 第6181号 三好悠介

資料No.20140827-368-3



株式会社日医工医業経営研究所

# 資料作成 趣旨 & 目次



チーム医療



より良い医療



専門スキルの向上

近年の診療報酬改定は、超少子高齢化社会にむけて、病床機能の役割分担や医療と介護の連携強化に重点が向けられており、その体制作りとしてチーム医療にも点数が設定されています。また、専門的なスキルに対しても診療報酬上での評価が高くなってきており、今後もさらにこういった傾向は続くものとみられます。

当資料は、数ある診療報酬点数の中から『研修』を算定要件とする点数だけを抜粋することで、通知や施設基準、疑義解釈等を取りまとめ、一望できる点数表として利用いただけるよう編集しております。

研修要件シリーズ

## 職種

職員全体（院内研修等）編

医師編

看護師編

薬剤師編

その他職種編

# 医師

ページ	診療報酬項目	ページ	診療報酬項目	ページ	診療報酬項目
P4	地域包括診療加算	P19	地域包括診療料	P35	組織拡張器による再建手術（一連につき） （乳房（再建手術）の場合に限る）
P5	ADL維持向上体制加算	P20	在宅患者悪性腫瘍患者共同指導管理料	P36	骨髄移植（軟骨移植術を含む） （自家培養軟骨移植術に限る）
P6	臨床研修病院入院診療加算 2 協力型	P21	光トポグラフィー	P37	頭蓋内主要摘出術 （脳腫瘍覚醒下マッピング加算を算定する場合に限る）
P7	緩和ケア診療加算	P22	神経学検査	P38	頭蓋内腫瘍摘出術 （原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る）
P8	有床診療所緩和ケア診療加算	P23	補聴器適合検査	P39	仙骨神経刺激装置植込術 仙骨神経刺激装置交換術
P9	重度アルコール依存症入院医療管理加算	P24	ロービジョン検査判断料	P40	ゲル充填人口乳房を用いた乳房再建術 （乳房切除後）
P10	栄養サポートチーム加算	P25	画像診断管理加算	P41	経皮的カテーテル心筋焼灼術 （磁気ナビゲーション加算を算定する場合に限る）
P11	患者サポート体制充実加算	P26	遠隔画像診断による画像診断管理加算	P42	両心室ペースメーカー移植術及び 両心室ペースメーカー交換術
P12	総合評価加算	P27	ポジトロン断層撮影等	P43	植込型除細動器移植術 植込型除細動器交換術
P13	特定集中治療室管理料 1, 2	P28	処方料 処方せん料 薬剤料 （向精神薬多剤投与）	P44	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
P14	体制強化加算 （回復期リハビリテーション病棟入院料）	P29	脳血管疾患等リハビリテーション料 I	P45	植込型補助人工心臓（拍動流型）
P15	緩和ケア病棟入院料	P30	運動器リハビリテーション料 I	P46	下肢静脈瘤血管内焼灼術
P16	がん性疼痛緩和指導管理料	P31、P32	がん患者リハビリテーション料	P47	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
P17	がん患者指導管理料 1・2	P33	認知症患者リハビリテーション料	P48	歯科外来診療環境体制加算
P18	外来緩和ケア管理料	P34	認知療法・認知行動療法	P49	在宅療養支援歯科診療所の施設基準

再診料

A001

## 地域包括診療加算

項目	点数	対象職種	算定要件
地域包括診療加算	20点	医師	<p><b>慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了</b>した医師（以下「担当医」という。）を配置していること。 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に係る主治医意見書を作成しているとともに、以下のいずれか一つを満たしていること。 ア～カ、ク略 キ担当医が、都道府県等が実施する<b>主治医意見書に関する研修会を受講</b>していること。</p>

経過措置期間（慢性疾患）平成27年3月31日まで

診療報酬に明記されている研修名、団体名

（慢性疾患）日本医師会が主催する「日本医師会生涯教育制度に係る研修」

（主治医意見書）都道府県等

原則として、e-ラーニングによる研修の受講は認めない。2年毎に、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容を含む20時間以上の研修を受けなければいけない。

研修内容…

（慢性疾患）高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症を含む複数の慢性疾患の指導に係る研修

20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講。かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていること。

（主治医意見書）主治医意見書に関する研修会

入院基本料

A100注12

## ADL維持向上等体制加算

項目	点数	対象職種	算定要件
ADL維持向上等体制加算	(入院初日から14日目まで、1日につき) 25点	医師	以下のいずれも満たす常勤医師が1名以上勤務していること。 ア リハビリテーション医療に関する3年以上の経験を有している。 イ <b>適切なリハビリテーションに係る研修</b> を修了している。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

・日本リハビリテーション医学会が主催する「急性期病棟におけるリハビリテーション医師研修会」

研修内容…

医療関係団体等が開催する急性期のリハビリテーション医療に関する理論、評価法等に関する総合的な内容を含む研修であり、2日以上かつ10時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。なお、当該研修には、次の内容を含むものである。

- ア リハビリテーション概論について（急性期リハビリテーションの目的、障害の考え方、チームアプローチを含む。）
- イ リハビリテーション評価法について（評価の意義、急性期リハビリテーションに必要な評価を含む。）
- ウ リハビリテーション治療法について（運動療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具療法及び薬物療法を含む。）
- エ リハビリテーション処方について（リハビリテーション処方の実際、患者のリスク評価、リハビリテーションカンファレンスを含む。）
- オ 高齢者リハビリテーションについて（廃用症候群とその予防を含む。）
- カ 脳・神経系疾患（急性期）に対するリハビリテーションについて
- キ 心臓疾患（CCUでのリハビリテーションを含む。）に対するリハビリテーションについて
- ク 呼吸器疾患に対するリハビリテーションについて
- ケ 運動器系疾患のリハビリテーションについて
- コ 周術期におけるリハビリテーションについて（ICUでのリハビリテーションを含む。）

入院基本料等加算

A204-2

# 臨床研修病院入院診療加算 2

## 協力型

項目	点数	対象職種	算定要件
臨床研修病院入院 診療加算 2 協力型	(入院初日) 20点	研修医	研修医が基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において実施される <b>保険診療に関する講習</b> を受けていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・基幹型臨床研修病院
- ・基幹型相当大学病院

研修内容…

保険診療に関する講習

入院基本料等加算

A226-2

# 緩和ケア診療加算 (医師)

項目	点数	対象職種	算定要件
緩和ケア診療加算	(1日につき) 400点	ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師  イ 精神症状の緩和を担当する常勤医師	アに掲げる医師は、悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。 イに掲げる医師は、3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。  ア及びイに掲げる医師は、以下の <b>いずれかの研修</b> を修了している者であること。また、 <u>後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。</u>

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導研修会

# 有床診療所緩和ケア診療加算 (医師)

入院基本料等加算

A226-3

項目	点数	対象職種	算定要件
有床診療所緩和ケア診療加算	(1日につき) 150点	医師	<p>医師は以下のいずれかの<b>研修</b>を修了している者であること。 ただし、<u>後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。</u></p> <p>ア <b>がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会</b>の開催指針に準拠した緩和ケア研修会</p> <p>イ <b>緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会</b> (国立がん研究センター主催) 等</p>

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針 (平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知) に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会 (国立がん研究センター主催) 等
- ・日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導研修会

入院基本料等加算

A231-3

# 重度アルコール依存症入院医療管理加算 (医師)

項目	点数	対象職種	算定要件
重度アルコール依存症 入院医療管理加算	(1日につき) 1 30日以内 200点 2 31日以上60日以内 100点	医師	<u>アルコール依存症に係る適切な研修</u> を修了

## 該当すると思われる研修・団体名

・日本精神科病院協会

\* MPI調べ

### 研修内容…

ア 医師の研修については、アルコール依存症に関する専門的な知識及び技術を有する医師の養成を目的とした20時間以上を要する研修で、次の内容を含むものであること。

- (イ) アルコール精神医学
- (ロ) アルコールの公衆衛生学
- (ハ) アルコール依存症と家族
- (ニ) 再飲酒防止プログラム
- (ホ) アルコール関連問題の予防
- (ヘ) アルコール内科学及び生化学
- (ト) 病棟実習

# 栄養サポートチーム加算 (医師)

入院基本料等加算

A233-2

項目	点数	対象職種	算定要件
栄養サポートチーム加算	(週1回) 200点	医師	<b>栄養管理に係る所定の研修</b> を修了した専任の常勤医師

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・医療関係団体等
- ・日本静脈経腸栄養学会の認定教育施設
- ・日本病態栄養学会 NSTコーディネータとなるための研修
- ・日本健康・栄養システム学会「栄養サポートチーム医師研修」
- ・日本病院会 「医師とメディカルスタッフのための栄養管理セミナー」

研修内容…

栄養管理に係る所定の研修とは、医療関係団体等が実施する栄養管理のための専門的な知識・技術を有する医師の養成を目的とした10時間以上を要する研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

- ア 栄養不良がもたらす影響
- イ 栄養評価法と栄養スクリーニング
- ウ 栄養補給ルートを選択と栄養管理プランニング
- エ 中心静脈栄養法の実施と合併症及びその対策
- オ 末梢静脈栄養法の実施と合併症及びその対策
- カ 経腸栄養法の実施と合併症及びその対策
- キ 栄養サポートチームの運営方法と活動の実際

入院基本料等加算

A234-3

## 患者サポート体制充実加算

項目	点数	対象職種	算定要件
患者サポート体制充実加算	(入院初日) 70点	医師 看護師 薬剤師 社会福祉士 その他の医療 有資格者等  医療有資格 者以外	患者又はその家族（以下「患者等」という。）からの様々な相談に対応における相談窓口配置されている職員は医療関係団体等が実施する <b>医療対話仲介者の養成を目的とした研修</b> を修了していることが望ましい。（医療有資格者以外の者は必須）

診療報酬に明記されている研修名、団体名  
・医療関係団体等

研修内容…

(医療有資格者以外の場合)

平成25年4月1日以降については、以下の要件を満たすものをいう。

- ア 医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針（平成25年1月10日付医政総発0110第2号厚生労働省医政局総務課長通知）の内容を満たすものである。
- イ 研修期間は通算して20時間以上又は3日程度のものである。また、当該加算の届出を行う時点で、1年以上の医療機関の勤務経験があり、勤務する医療機関において、各診療部門の現場を見学し、診療状況等についてスタッフと情報の共有を行っていること。

入院基本料等加算

A240

# 総合評価加算 (医師)

項目	点数	対象職種	算定要件
総合評価加算	(入院中1回) 100点	医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な<b>機能評価に係る適切な研修</b>を修了した常勤の医師又は歯科医師が1名以上いること。</li> <li>高齢者の診療に資する新しい知見等に関する研修を受けるよう努める</li> </ul>

診療報酬に明記されている研修名、団体名

・日本医師会、日本老年医学会その他関係学会等

研修内容…

- ア 日本医師会、日本老年医学会その他関係学会等が実施するものであること。
- イ 研修内容に高齢者に対する基本的な診察方法、高齢者の病態の一般的な特徴、薬物療法、終末期医療等の内容が含まれているものであること。
- ウ 研修内容に総合的な機能評価、薬物療法等のワークショップが含まれたものであること。
- エ 研修期間は通算して16時間以上程度のものであること。

ワークショップとは実際にあった症例検討を含め参加者全員が議論に参加するような研修のことである。

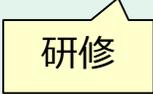
特定入院料

A301

# 特定集中治療室管理料 1・2

## (医師)

項目	点数	対象職種	算定要件
特定集中治療室 管理料 1・2	(1日につき) 1 イ 7日以内13,650点 □ 8日以上14日以内12,126点 2 イ 7日以内13,650点 □ 8日以上14日以内12,126点 (広範囲熱傷) イ 7日以内13,650点 □ 8日以上60日以内12,126点	医師	専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師に、特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含むこと。 <b>(特定集中治療に習熟していること)</b>


 研修

### 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等
- 日本集中治療医学会等の関係学会、および特定集中治療に係る専門医試験における研修

### 研修内容…

日本集中治療医学会等の関係学会が行う特定集中治療に係る講習会を受講していること、および特定集中治療に係る専門医試験における研修を含むものとする。なお、関係学会が行う特定集中治療に係る講習会の資料については、実講義時間として合計30時間以上の受講証明（講師としての参加を含む。）、及び下記の内容を含むものとする。

- 呼吸管理（気道確保、呼吸不全、重症肺疾患）
- 循環管理（モニタリング、不整脈、心不全、ショック、急性冠症候群）
- 脳神経管理（脳卒中、心停止後症候群、痙攣性疾患）
- 感染症管理（敗血症、重症感染症、抗菌薬、感染予防）
- 体液・電解質・栄養管理、血液凝固管理（播種性血管内凝固、塞栓血栓症、輸血療法）
- 外因性救急疾患管理（外傷、熱傷、急性体温異常、中毒）
- その他の集中治療管理（体外式心肺補助、急性血液浄化、鎮静/鎮痛/せん妄）
- 生命倫理・終末期医療・医療安全

特定入院料

A308注5

## (回復期リハビリテーション病棟入院料)

項目	点数	対象職種	算定要件
体制強化加算	(1日につき) 200点	医師	当該病棟に専従の常勤医師1名以上及び専従の常勤社会福祉士1名以上配置されていること。上記に掲げる医師については、以下のいずれも満たすこと。 ア リハビリテーション医療に関する3年以上の経験を有していること。 イ <b>適切なリハビリテーションに係る研修</b> を修了していること。

経過措置期間 平成27年3月31日まで

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・医療関係団体等
- ・回復期リハビリテーション病棟協会「回復期リハ病棟専従医師研修会」
- ・日本慢性期医療協会「総合リハビリテーション講座」

研修内容…

医療関係団体等が開催する回復期のリハビリテーション医療に関する理論、評価法等に関する総合的な内容を含む数日程度の研修（修了証が交付されるもの）であり、研修期間は通算して14時間程度のものをいう。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

- ア 回復期リハビリテーションの総論
- イ 脳血管リハビリテーション
- ウ 運動器リハビリテーション
- エ 回復期リハビリテーションに必要な評価
- オ 高次脳機能障害
- カ 摂食嚥下、口腔ケア
- キ 地域包括ケア

特定入院料

A310

# 緩和ケア病棟入院料 (医師)

項目	点数	対象職種	算定要件
緩和ケア病棟入院料	(1日につき) 1 30日以内 4,926点 2 31日以上60日以内 4,412点 3 61日以上 3,384点	医師	<b>緩和ケアに関する研修</b> を受けた医師が配置されていること。

### 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

### 研修内容

医師は以下のいずれかの研修を修了している者であること。

- ア がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等

医学管理等

## B001「22」 がん性疼痛緩和指導管理料

項目	点数	対象職種	算定要件
がん性疼痛緩和 指導管理料	(月1回) 1 <b>緩和ケアに係る研修</b> を受けた保険医による場合 200点	医師	緩和ケアの経験を有する医師が配置されていること。
	2 1以外の場合 100点		

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導研修会

## 研修内容…

- ア がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等

医学管理等

# B001「23」 がん患者指導管理料 1・2 (医師)

項目	点数	対象職種	算定要件
がん患者指導管理料1	医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点	医師	<b>緩和ケアの研修</b> を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。なお、診断結果及び治療方針の説明等を行う際には両者が同席して行うこと。
がん患者指導管理料2	医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点		<b>緩和ケアの研修</b> を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。

### 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導研修会

医学管理等

B001 「24」

# 外来緩和ケア管理料 (医師)

項目	点数	対象職種	算定要件
外来緩和ケア管理料	(月1回) 300点	医師	ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師 イ 精神症状の緩和を担当する常勤医師 ア及びイに掲げる医師は、以下の <u>いずれかの研修</u> を修了している者であること。

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導研修会

医学管理等

B001-2-9

## 地域包括診療料

項目	点数	対象職種	算定要件
地域包括診療料	(月1回) 1,503点	医師	<p><b>慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了</b>した医師（以下「担当医」という。）を配置していること。 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に係る主治医意見書を作成しているとともに、以下のいずれか一つを満たしていること。 ア～カ、ク略 キ担当医が、都道府県等が実施する主治医意見書に関する研修会を受講していること。</p>

経過措置期間（慢性疾患）平成27年3月31日まで

診療報酬に明記されている研修名、団体名  
 (慢性疾患) 日本医師会が主催する「日本医師会生涯教育制度に係る研修」  
 (主治医意見書) 都道府県等

原則として、e-ラーニングによる研修の受講は認めない。2年毎に、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容を含む20時間以上の研修を受けなければいけない。

研修内容…

(慢性疾患)

20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして29 認知能の障害、74 高血圧症、75 脂質異常症、76 糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講。かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていること。

(主治医意見書) 主治医意見書に関する研修会

在宅医療

## C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

項目	点数	対象職種	算定要件
在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	1,500点	医師	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定する医師は、以下のいずれかの <b>緩和ケアに関する研修を修了</b> している者であること。

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導研修会

検査

D236-2

## 光トポグラフィー

項目	点数	対象職種	算定要件
光トポグラフィー	1 脳外科手術の術前検査に使用するもの 670点	医師	国立精神・神経医療研究センターが実施している <b>所定の研修</b> を終了した常勤の医師が1名以上配置されていること。
	2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの		
	イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合 400点		
	ロ イ以外の場合 200点		

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国立精神・神経医療研究センター

研修内容…

国立精神・神経医療研究センターが実施している所定の研修

光トポグラフィーに関する講義と測定実習

(インストラクターによる所見レポート作成の実習指導を含む)

検査

D239-3

# 神経学的検査

項目	点数	対象職種	算定要件
神経学的検査	400点	医師	神経学的検査に関する <b>所定の研修</b> を修了した神経内科、脳神経外科又は小児科を担当する常勤の医師（専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名  
 ・ 日本神経学会又は日本脳神経外科学会

## 該当すると思われる研修・団体名

・「日本神経学会認定神経内科専門医の『専門医認定証』をもって所定の研修の証明とする（日本神経学会HPより）」

\* MPI調べ

研修内容…

神経学的検査を実施する上で必要な内容を含む研修

日本神経学会および日本神経学会の専門医試験における研修

検査

D244-2

## 補聴器適合検査

項目	点数	対象職種	算定要件
補聴器適合検査	1 1回目 1,300点 2 2回目以降 700点	医師	耳鼻咽喉科を標榜している保険医療機関であり、 <b>厚生労働省主催補聴器適合判定医師研修会</b> を修了した耳鼻咽喉科を担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 厚生労働省

研修内容…

厚生労働省主催補聴器適合判定医師研修会

前期、後期あわせて5日間の研修

場所 国立障害者リハビリテーションセンター学院

費用 17,200円

\* MPI調べ

検査

D270-2

## ロービジョン検査判断料

項目	点数	対象職種	算定要件
ロービジョン検査判断料	(月1回) 250点	医師	<p><b><u>厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会（眼鏡等適合判定医師研修会）</u></b>を修了した医師</p> <p>* ロービジョン検査判断料の施設基準に係る届出において、修了証を添付することとしているが、紛失等の事情により添付不可能な場合には、国立障害者リハビリテーションセンターセンター学院長が発行する修了証書発行証明書に変えても構わない。</p>

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会（眼鏡等適合判定医師研修会）

## 研修内容…

厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会（眼鏡等適合判定医師研修会）

国立障害者リハビリテーション学院の実施する研修

年3回 開催 3日間

費用 23,700円

画像診断

E 通則

## 画像診断管理加算

項目	点数	対象職種	算定要件
画像診断管理加算	(月1回) I 70点 II 180点	医師	画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の <b>所定の研修</b> （専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項をすべて含むものであること。）を修了し、その旨が登録されている医師に限る。）が1名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 日本医学放射線学会

研修内容…

当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修

（日本医学放射線学会が定める放射線診断専門医制度規定に則った2年以上の研修）

\* 専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項をすべて含むものであること。

現時点では、放射線科に関して3年間の研修を修了した後に行う、日本医学放射線学会が定める放射線診断専門医制度規定に則った2年以上の研修をいう。

画像診断

E001  
E004  
E102  
E203

## 遠隔画像診断による画像診断管理加算

項目	点数	対象職種	算定要件
画像診断管理加算	(月1回) I 70点 II 180点	医師	遠隔画像診断を行った場合、画像診断管理加算1は、受信側の保険医療機関において専ら画像診断を担当する医師（地方厚生（支）局長に届け出た、専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について、関係学会から示されている2年以上の <b>所定の研修</b> を修了し、その旨が登録されている医師に限る。）遠隔画像診断を行った場合、画像診断管理加算2は、送信側の保険医療機関において実施される核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、受信側の保険医療機関において専ら画像診断を担当する医師（地方厚生（支）局長に届け出た、専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について、関係学会から示されている2年以上の <b>所定の研修</b> を修了し、その旨が登録されている医師に限る。）

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 公益社団法人日本医学放射線学会

研修内容…

（地方厚生（支）局長に届け出た、専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について、関係学会から示されている2年以上の所定の研修を修了し、その旨が登録されている医師に限る。）

放射線科に関して3年間の研修を修了した後に行う、日本医学放射線学会が定める放射線診断専門医制度規定に則った2年以上の研修

画像診断

E101-2

## ポジトロン断層撮影

E101-3

## ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

E101-4

## ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影

E101-5

## 乳房用ポジトロン断層撮影

項目	点数	対象職種	算定要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジトロン断層撮影 1～3</li> <li>・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 1、2</li> <li>・ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影</li> <li>・乳房用ポジトロン断層撮影</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7000点 ～7500点</li> <li>1 7,625点</li> <li>2 8,625点</li> <li>・9,160点</li> <li>・4,000点</li> </ul>	医師	画像診断を担当する常勤の医師 (核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、 <b>核医学診断に係る研修</b> をうけたものに限る)

3年以上

## 該当すると思われる研修・団体名

- 一般社団法人 日本核医学会
- 日本核医学技術学会
- (社) 日本医学放射線学会
- (社) 日本放射線技術学会
- (社) 日本放射線技師会
- (社) 日本アイソトープ協会

\* MPI調べ

投薬

F 100  
F 200  
F 300

# 処方料 処方せん料 薬剤料

## (向精神薬多剤投与)

項目	点数	対象職種	算定要件
処方料	20点⇒29点、42点	医師	精神科薬物療法に関する適切な研修を修了。 (適切な保険医療機関において3年以上の精神科の診療経験を有する医師であること。なお、ここでいう適切な保険医療機関とは、医師に対する <b>適切な研修</b> を実施するため、常勤の指導責任者を配置した上で、研修プログラムの策定、医師に対する精神科医療に係る講義の提供、症例検討会の実施等を満たす保険医療機関を指す。)
薬剤料	80/100⇒100/100		
処方せん料	30点⇒68点		

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 日本精神神経学会
- 精神科薬物療法研修会

研修内容…

日本精神神経学会が認定する各研修会

リハビリテーション

## H001 脳血管疾患等リハビリテーション料( I )

項目	点数	対象職種	算定要件
脳血管疾患等リハビリテーション料( I )	脳血管疾患等リハビリテーション料( I ) ( 1 単位) イ口以外の場合 245点 ロ廃用症候群の場合 180点	医師	当該保険医療機関において、専任の常勤医師が2名以上勤務していること。ただし、そのうち1名は、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する3年以上の臨床経験又は <b>脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会</b> の受講歴（又は講師歴）を有すること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会

研修内容…

脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する3年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）

リハビリテーション

H002

## 運動器リハビリテーション料( I )

項目	点数	対象職種	算定要件
運動器リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料( I ) ( 1 単位) 180点	医師	当該保険医療機関において、運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、運動器リハビリテーションの経験を有する医師とは、運動器リハビリテーションの経験を 3 年以上有する医師又は適切な <b>運動器リハビリテーションに係る研修</b> を修了した医師であることが望ましい。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等
- 日本運動器リハビリテーション
- 「運動器リハビリテーション医師研修会」等

研修内容…

運動器リハビリテーションに関する理論、評価法及び医療保険等に関する総合的な内容を含む数日程度の研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。

リハビリテーション

H007-2

## がん患者リハビリテーション料

項目	点数	対象職種	算定要件
がん患者 リハビリテーション料	(1単位) (1日6単位まで) 205点	医師 理学療法士作業 療法士又は言語 聴覚士がそれぞ れ1名以上	がん患者リハビリテーション料は、対象となる患者に対して、医師の指導監督の下、 <b>がん患者リハビリテーションに関する適切な研修</b> を修了した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別に20分以上のリハビリテーションを行った場合を1単位として、1日につき6単位に限り算定する。

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 一般財団法人ライフ・プランニング・センター「がんのリハビリテーション研修」
- 公益社団法人日本理学療法士協会
- 公益社団法人日本リハビリテーション医学会専門医、認定臨床医、リハビリテーション医学会等関係団体が主催するリハビリテーション医学に関する研修の受講歴
- 一般社団法人日本作業療法士協会 がんのリハビリテーション研修会

リハビリテーション料

H007-2

# がん患者リハビリテーション料

## 研修内容…

- (1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。  
なお、十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれも満たす者のことをいう。
- ア リハビリテーションに関して十分な経験を有すること。
  - イ がん患者のリハビリテーションに関し、適切な研修を修了していること。なお、適切な研修とは以下の要件を満たすものをいう。
    - (イ) 「がんのリハビリテーション研修」(厚生労働省委託事業) その他関係団体が主催するものであること。
    - (ロ) 研修期間は通算して14時間程度のものであること。
    - (ハ) 研修内容に以下の内容を含むこと。
      - (a) がんのリハビリテーションの概要
      - (b) 周術期リハビリテーションについて
      - (c) 化学療法及び放射線療法中あるいは療法後のリハビリテーションについて
      - (d) がん患者の摂食・嚥下・コミュニケーションの障害に対するリハビリテーションについて
      - (e) がんやがん治療に伴う合併症とリハビリテーションについて
      - (f) 進行癌患者に対するリハビリテーションについて
    - (ニ) 研修にはワークショップや、実際のリハビリテーションに係る手技についての実技等を含むこと。
  - (ホ) リハビリテーションに関するチーム医療の観点から、同一の医療機関から、医師、病棟においてがん患者のケアに当たる看護師、リハビリテーションを担当する理学療法士等がそれぞれ1名以上参加して行われるものであること。

リハビリテーション

H007-3

## 認知症患者リハビリテーション料

項目	点数	対象職種	算定要件
認知症患者 リハビリテーション料	(1日につき) 240点	医師	認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれかの者をいう。 ア認知症患者の診療の経験を5年以上有する者 イ <b>認知症患者のリハビリテーションに関し、適切な研修</b> を修了した者 なお、適切な研修とは、次の事項に該当する研修である。

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 全国老人保健施設協会が行う「認知症ケア研修会～認知症短期集中リハビリテーション研修（医師対象）～」

## 研修内容…

- (イ) 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（6時間以上の研修期間であるもの）。
- (ロ) 認知症患者のリハビリテーションについて専門的な知識・技能を有する医師の養成を目的とした研修であること。
- (ハ) 講義及び演習により次の内容を含むものであること。
- 認知症医療の方向性
  - 認知症のリハビリテーションの概要
  - 認知症の非薬物療法について
  - 認知症の鑑別と適する非薬物療法
  - 認知症の生活機能障害の特徴とリハビリテーション
  - 進行期認知症のリハビリテーションの考え方
- (ニ) ワークショップや、実際の認知症患者へのリハビリテーションに係る手技についての実技等を含むこと。

精神科専門療法

I003-2

## 認知療法・認知行動療法

項目	点数	対象職種	算定要件
認知療法・認知行動療法	(1日につき) 1 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合 500点  2 1以外の場合 420点	医師	認知療法・認知行動療法、 <b>当該療法に関する研修</b> を受講するなど当該療法に習熟した医師

## 該当すると思われる研修・団体名

- 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター
- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会

\* MPI調べ

研修内容…

認知療法・認知行動療法、当該療法に関する研修

手術

# K022 組織拡張器による再建手術（一連につき） （乳房（再建手術）の場合に限る。）

項目	点数	対象職種	算定要件
組織拡張器による再建手術 （一連につき）	1 乳房（再建手術） の場合 17,580点 2 その他の場合 17,580点	医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>形成外科又は乳腺外科の専門的な研修</b>の経験を5年以上有している医師、若しくは、その指導下で研修を行う医師が1名以上配置されていること。</li> <li>(2) 関係学会から示されている指針に基づいた<b>所定の研修</b>を修了し、その旨が登録されている医師が1名以上配置されていること。</li> <li>(3) <u>一次再建の場合</u>は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上及び形成外科の経験を5年以上有している常勤又は非常勤の医師が配置されており、連携して手術を行うこと。</li> <li>(4) <u>二次再建の場合</u>は形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されていること。</li> <li>(5) 関係学会から示されている指針に基づき、乳房再建術が適切に実施されていること。</li> </ul>

### 該当すると思われる研修・団体名

日本乳病オンコプラマティックサージャリー学会  
日本形成外科学会

\* MPI調べ

研修内容…

関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修

手術

K059

# 骨移植術（軟骨移植術を含む。）

## （自家培養軟骨移植術に限る。）

項目	点数	対象職種	算定要件
骨移植術	自家培養軟骨移植術 14,030点	医師	整形外科の経験を5年以上有しており、関節軟骨修復術10症例以上を含む膝関節手術を術者として100症例以上実施した経験を有する常勤の医師であって、 <b>所定の研修</b> を修了している常勤の整形外科の医師が1名以上配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 医療関係団体等

研修内容…

- ア 当該材料の適応に関する事項
- イ 変形性膝関節症との鑑別点に関する事項
- ウ 軟骨採取法に関する事項
- エ 周術期管理に関する事項
- オ 合併症への対策に関する事項
- カ リハビリテーションに関する事項
- キ 全例調査方法に関する事項
- ク 手術方法に関する事項（当該材料に類似した人工物を用いた手技を含む。）

# 頭蓋内腫瘍摘出術

K109

手術

(脳腫瘍覚醒下マッピング加算を算定する場合に限る。)

項目	点数	対象職種	算定要件
頭蓋内腫瘍摘出術	1 松果体部腫瘍158,100点 2 その他のもの132,130点 注1 脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。 2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、10,000点を所定点数に加算	医師 (脳神経外科医、 麻酔科医)	(1) 5年以上の脳神経外科の経験を有しており、 <b>所定の研修</b> を修了している常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名以上は当該手術を主として実施する医師又は補助を行う医師として合わせて5例以上実施した経験を有すること。 (2) 5年以上の麻酔科の経験を有しており、 <b>所定の研修</b> を修了している常勤の医師が1名以上配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等

研修内容…

(麻酔科)、所定の研修

# 頭蓋内腫瘍摘出術

手術

(原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る。)

項目	点数	対象職種	算定要件
頭蓋内腫瘍摘出術	1 松果体部腫瘍 158,100点 2 その他のもの 132,130点  2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、10,000点を所定点数に加算	保守点検医師 又は 臨床工学技士	(1) 5年以上の脳神経外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されており、このうち1名以上は関係学会から示されている悪性脳腫瘍患者に対する <b>光線力学療法に関する所定の研修</b> を修了していること。 (2) 実際の手技に当たって、5年以上の脳神経外科の経験を有する常勤の医師であって関係学会から示されている <b>所定の研修</b> を修了している医師が1名以上参加すること。 (6) <b>光線力学療法の研修プログラム</b> を受講した危機管理責任者(医師又は臨床工学技士)が選定され、保守管理されている。

## 該当すると思われる研修・団体名

- 日本脳神経外科光線力学学会事務局 日本脳神経外科コンgres総会

\* MPI調べ

研修内容…

関係学会から示されている悪性脳腫瘍患者に対する光線力学療法に関する所定の研修

手術  
[手術料/神経系・頭蓋  
/脊髄、末梢神経、  
交感神経]

K190-6

K190-7

# 仙骨神経刺激装置植込術 仙骨神経刺激装置交換術

項目	点数	対象職種	算定要件
仙骨神経刺激装置植込術	仙骨神経刺激装置植込術 40,280点	医師	(1) 大腸肛門疾患の診療の経験を5年以上有する常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名以上は <b>所定の研修を修了</b> していること。 (2) 大腸肛門疾患の診療の経験を5年以上有する常勤の医師で、 <b>所定の研修を修了</b> している者が実施すること。
仙骨神経刺激装置交換術	仙骨神経刺激装置交換術 13,610点		

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 日本大腸肛門病学会
- 仙骨神経刺激療法講習会

研修内容…

所定の研修

現時点では、日本大腸肛門病学会の開催する仙骨神経刺激療法講習会である。

手術

# K476-4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後)

項目	点数	対象職種	算定要件
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後)	25,000点 (胸壁)	医師	<p>(1) <b>形成外科又は乳腺外科の専門的な研修</b>の経験を5年以上有している医師、若しくは、その指導下で研修を行う医師が1名以上配置されていること。</p> <p>(2) 関係学会から示されている指針に基づいた<b>所定の研修</b>を修了し、その旨が登録されている医師が1名以上配置されていること。</p> <p>(3) 一次一次的再建の場合は<b>乳腺外科の専門的な研修</b>の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上及び<b>形成外科の専門的な研修</b>の経験を5年以上有している常勤又は非常勤の医師が配置されており、連携して手術を行うこと。</p> <p>(4) 一次二次的再建及び二次再建の場合は、<b>形成外科の専門的な研修</b>の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されていること。</p>

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等

該当すると思われる研修・団体名

- 日本乳房オンコプラティックサージャリー学会

\* MPI調べ

研修内容…

関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修

# 経皮的カテーテル心筋焼灼術

K595

手術

(磁気ナビゲーション加算を算定する場合に限る。)

項目	点数	対象職種	算定要件
経皮的カテーテル心筋焼灼術	1 心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの 40,760点	医師	循環器科についての専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されており、このうち1名以上は不整脈についての <b>専門的な研修</b> の経験を5年以上有していること。
	2 その他のもの 34,370点		

## 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等
- 日本集中治療医学会等の関係学会、および特定集中治療に係る専門医試験における研修

## 該当すると思われる研修・団体名

- 日本不整脈学会

\* MPI調べ

研修内容…

不整脈についての専門的な研修

手術

K598

K598-2

# 両心室ペースメーカー移植術

## 両心室ペースメーカー交換術

項目	点数	対象職種	算定要件
両心室ペースメーカー移植術	両心室ペースメーカー移植術 31,510点	医師	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置されており、そのうち2名以上は、 <b>所定の研修</b> を修了していること。
両心室ペースメーカー交換術	両心室ペースメーカー交換術 5,000点		

### 診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 日本不整脈学会（旧日本心臓ペースング・電気整理学会）
- 日本心不全学会等

### 研修内容…

所定の研修（学会の定める研修規定、学会認定不整脈専門医研修施設において合計5年以上の修練期間を有することなど）  
植込み型除細動器（ICD）/ペースングによる心不全治療（CRT）合同セミナー

手術

K599

K599-2

# 植込型除細動器移植術、 植込型除細動器交換術

項目	点数	対象職種	算定要件
植込型除細動器移植術	植込型除細動器移植術 31,510点	医師	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置されており、そのうち2名以上は、 <b>所定の研修</b> を修了していること。
植込型除細動器交換術	植込型除細動器交換術 6,000点		

診療報酬に明記されている研修名、団体名

・日本不整脈学会

研修内容…

所定の研修（学会の定める研修規定、学会認定不整脈専門医研修施設において合計5年以上の修練期間を有することなど）

植込み型除細動器（ICD）/ペースングによる心不全治療（CRT）合同セミナー

手術

K599-3

K599-4

両室ペーシング機能付き植込型 **除細動器移植術**両室ペーシング機能付き植込型 **除細動器交換術**

項目	点数	対象職種	算定要件
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 32,000点	医師	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置されており、そのうち2名以上は、 <b>所定の研修</b> を修了していること。
両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	注両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術 6,000点  注両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。		

診療報酬に明記されている研修名、団体名

研修内容…

所定の研修（学会の定める研修規定、学会認定不整脈専門医研修施設において合計5年以上の修練期間を有することなど）

手術

K604

# 植込型補助人工心臓（拍動流型）

項目	点数	対象職種	算定要件
植込型補助人工心臓 （拍動型）	1 初日 （1日につき） 58,500点	医師	<b>所定の研修</b> を修了している常勤医師が2名以上配置されていること。
	2 2日目以降30日目まで （1日につき） 5,000点		
	3 31日目以降90日目まで （1日につき） 4,000点		
	4 91日目以降 （1月につき） 6,000点		

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等

研修内容…  
所定の研修

手術

K617-4

# 下肢静脈瘤血管内焼灼術

項目	点数	対象職種	算定要件
下肢静脈瘤血管内焼灼術	14,360点	医師	<b>所定（血管内レーザー焼灼術の研修プログラム）の研修</b> を修了した医師が実施した場合に限り算定し、1側につき1回に限り算定する

## 該当するとと思われる研修・団体名

- 血管内レーザー焼灼術実施・管理委員会
- 日本静脈学会
- 日本脈管学会
- 日本血管外科学会
- 日本インターベンショナルラジオロジー学会
- 日本皮膚科学会
- 日本形成外科学会

\* MPI調べ

## 研修内容

\* 実施医基準研修プログラム（血管内レーザー焼灼術）

- 講義
- 装置の取り扱い講習
- 穿刺手技等シミュレーション
- 超音波検査の実習
- 症例見学：実際の症例の見学またはビデオ学習

手術

K939-5

## 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

項目	点数	対象職種	算定要件
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	2,500点	医師	<p>(1) 内視鏡下嚥下機能検査による嚥下機能評価を実施する場合（他の保険医療機関で内視鏡下嚥下機能検査を実施する場合を含む。）は、関連学会等が実施する<b>所定の研修</b>を修了した者が実施すること。</p> <p>(2) 他の保険医療機関において嚥下造影による嚥下機能評価を実施した場合又は内視鏡下嚥下機能検査（関連学会等が実施する<b>所定の研修</b>を修了した者が実施する場合に限る。）</p> <p>(3) 平成27年3月31日までの間は、(1) 及び (2) における関連学会が実施する<b>所定の研修</b>を修了しているものとみなすものであること。</p> <p>ここでいう研修とは、医療関係団体等が主催する5時間以上（休憩時間及び③の演習時間を除く。）の研修であって、内視鏡下嚥下機能評価検査及び摂食機能療法について、10年以上の経験を有する医師が監修を行った、嚥下機能評価及び摂食機能療法のための専門的な知識・技術を有する医師の養成を目的とした研修</p>

経過措置期間 平成27年3月31日まで

## 研修内容

人工肛門又は人工膀胱のケアにかかる適切な研修、関連学会等が実施する所定の研修

- ① 嚥下機能及び嚥下障害に係る総論
- ② 嚥下造影等による嚥下障害の評価・診断方法
- ③ 内視鏡下嚥下機能評価検査の実施方法。この際、被験者に対して挿入・観察を行う演習を行うこと。なお、被験者については、健常者でも差し支えない。（施設基準の届出の時点で、D 2 9 9 喉頭ファイバースコープ又はD 2 9 8  
 - 2 内視鏡下嚥下機能検査を診療として実施している経験を5年以上有している場合においては、当該演習は省略できる）
- ④ 内視鏡下嚥下機能評価検査動画を用いた所見評価
- ⑤ 摂食機能療法（嚥下訓練を含む。）の実施方法
- ⑥ 摂食機能療法（嚥下訓練を含む。）の効果評価方法

歯科

B001

# 歯科外来診療環境体制加算

項目	点数	対象職種	算定要件
歯科外来診療環境体制加算	(初診) 26点 (再診) 4点	医師	偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の <b>医療安全対策に係る研修</b> を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること

## 該当すると思われる研修・団体名

- 一般社団法人日本病院会
- 歯科医療情報推進機構

\* MPI調べ

## 研修内容…

偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修

歯科外来診療環境体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式4を用いること。また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修をすべて修了していることが確認できる文書を添付すること。

## 歯科

## 在宅療養支援歯科診療所の施設基準

項目	点数	対象職種	算定要件
在宅療養支援歯科診療所		医師	<b>高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修</b> を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。

## 該当すると思われる研修・団体名

- NPO法人 歯科医療情報推進機構

\* MPI調べ

## 研修内容…

高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修

\* 既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。